

# あんどくりすの防災四季だより

## 第30回 放送日：2019.10.25（金）

パーソナリティー：あんどくりす



ゲスト：今田 健太郎さん

テーマ：水害の後の話

「命を守る」という大切なことに役立つのは、  
アウトドアのスキル。

阪神大震災を被災した「あんどくりす」さんが、  
防災・減災の方法を楽しく導きます。

早く修理をしたいけれど……。

ちょっと待って！

西日本豪雨の教訓より、  
弁護士さんから 10のアドバイス





台風19号は、  
各地で甚大な被害をもたらしました。

私の所にも、  
家が浸水して、途方に暮れているのだけど  
どうすればいいですか？

というご相談も増えています。

水害後、浸水して泥だらけの家を  
どう修理すればいいの？

どこと契約すればいいの？  
お金はどうすれば？

という不安に答えて、

「西日本豪雨の教訓より、10のアドバイス」

が発信されていますので、  
皆さんにご紹介します。



# 大丈夫！

【水害後 弁護士からの10か条】～西日本豪雨の教訓を踏まえて

<http://www.asuka88.jp/news/entry-785.html>



これは、  
広島弁護士会 災害対策委員長で、  
弁護士法人あすか共同代表の  
今田 健太郎さんが発信されたものです。

被災した人に、  
「大丈夫。  
西日本豪雨でもそうでしたが、  
生活再建の方法はありますよ。」

ということを、  
分かりやすく伝えてくださっています。

今日は直接電話でお話ししますね。

今田先生こんにちは。  
本日はよろしく願いいたします。

はいこんにちは。よろしく願いします。



# 1. 土砂撤去で無理をしないで！



「西日本豪雨の教訓より10のアドバイス」の最初は、土砂撤去で、無理をしないで！健康管理に努めてということですね？

ええそうです。  
やはりご自宅が気になる方が多いと思うんです。

愛着のある家なので、  
少しでも早く戻りたいと、  
ご自身でがんばる方が多いんです。



水害の土砂は、細菌も含んでいます。

災害直後で体力が低下した中、  
一所懸命に土砂掻きなどをやっている  
想像以上に健康状態を悪化させてしまいます。

西日本豪雨災害の被災地においても、  
残念ながら  
災害関連死を招いたというような事例もあります。

ご自身で動いて、  
あまり無理をされませんように。



## 2. 通帳や権利書を紛失しても大丈夫



これは東日本大震災以前から言われていましたが、  
まだまだ浸透していないのでしょうか？

そうですね。  
避難所などにいますと、  
いろいろな情報、うわさなどが出回ったりします。

特にご高齢の方を中心に、  
不安を感じられる方がたくさんいらっしゃると思う  
んです。

いわゆる家の権利書ですね、  
登記済証というような物があるのですが、

それが無いともう、  
不動産の売買ができないんじゃないか？  
というような心配をされている方が  
結構いらっしゃるのです。



そういった権利書を無くしても、  
財産関係に影響ありません。

ご安心いただきたいと思います。



### 3. 落ち着いたたら 自宅の写真撮影を



自宅の写真撮影をという事ですけども、  
これについては今、ネットで色々出ています。

たとえば、  
常葉大学附属社会災害研究センターの  
「建物被害調査トリセツ 水害編」  
には、  
家の四方から写真を撮っておくと良いとあります。



解説冊子『建物被害調査のトリセツ —かたづける  
前に記録を残そう—』

<http://sdrc.sz.tokoha-u.ac.jp/torisetsu/>

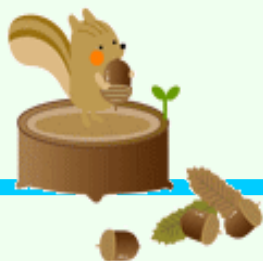
震災が繋ぐ全国ネットワーク の

「水害にあったときに」

～浸水被害からの生活再建の手引き～

<http://blog.canpan.info/shintsuna/archive/1420>

には、  
その他に、お掃除のしかたや、  
どのような服装で行ったら良いかなどが、  
詳しく書いてあります。



# 消石灰は使わないで



水害後の消毒の仕方について、  
厚生労働省が  
消石灰での健康被害について  
注意書きを出しています。（※）

昔は水害後の消毒に、  
消石灰が撒かれることが多くありました。

最近では、  
乾燥させることが重要であって、

屋外、床下や庭などについては、

消毒は、  
原則いらないということです。

（※）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000335526.pdf>



## 4. 修理はけっして急がず



みなさんもう、絶対急ぎたいと思うんですけども急がずってというのは、どういうことなのでしょうか？

災害地救助法が適用された地域においては、

住宅修理に関する「応急修理の制度」が使えるよというアナウンスがなされるんです。

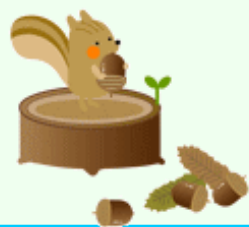
これは、半壊以上であれば、59万5千円を上限に、(※1)

水回りとか、そのあたりの修理について、行政がお金を出しますよという制度なんです。

これを使うと、現在では原則、仮設住宅へは入居できません。

(※1)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/saigaifukkyuu/documents/oukyushurigaiyou.pdf>





# 応急修理制度 対象の拡大へ



台風15号の被害を見て、

損害割合が10%以上の一部損壊住宅に関しても、  
恒久的な支援制度を設けることになりました。

10月下旬から受付が始まるそうですね。

応急修理制度を使った場合、  
これまでは  
半壊以上でしか対象にならなかったのですが、

10%以上の一部損壊であれば、  
30万円まで出るようになったということですね？





そうですね。  
応急修理制度の対象基準の改正が、  
内閣府から発表されました。



30万円と言うのは、  
一部損壊の上限ではありますけれども、  
  
これを使って十分修理可能な場合には、  
  
行政に相談をした上で  
修理を検討していただくということも  
可能になったのではないかと思います。



ありがとうございます。  
それでは続きはまた来週ということで。

皆さん  
引き続きお聞きいただければと思います。



(TEXT/はしも)